

新型コロナウイルス感染症により 経営に影響を受けている事業者の皆様へ 新居浜市中小企業者等応援給付金 のお知らせ

対象者

1. 市内に事業所、店舗を構える事業者であること
(
 - ・法人の場合、新居浜市に本店を有していること
 - ・個人事業主の場合、新居浜市に住民登録を有していること)
2. 令和2年4月13日時点で、市内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和2年4月から9月までのうち、いずれかの月の事業収入
(売上)が前年同月比で**50%以上減少**していること。
4. 令和元年の年間事業収入が120万円以上であること。
5. 下記の補助金の交付を受けていないこと
 - ・新居浜市中小企業者等支援事業補助金
 - ・新居浜市宿泊業者支援事業補助金
 - ・新居浜市タクシー事業者応援給付金
6. 市税等の滞納がないこと。

給付額

1事業者あたり**10万円**を給付します。

申請書は、新居浜市ホームページからダウンロードし、下記の申請先に
郵送にて提出してください。その他、ご不明な点がございましたら、

Q&Aをご確認の上、お問い合わせください。

申請先 &
お問い合わせ

〒792-8585 新居浜市一宮町1-5-1
新居浜市役所 産業振興課内

【緊急経済対策グループ】65-1584 【直通】

Hello!
NEW

新居浜

中小企業者等応援給付金について

給付対象業種は？

全業種が対象となります。(医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人も幅広く対象となります)
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業、その他の業種

申請期限及び申請方法は？

令和2年6月15日(月) ~ 令和2年11月30日(月)まで(当日消印有効)
申請書類は、チラシ表に記載の申請先に、**郵送により提出**してください。

申請に必要な書類は？

【持続化給付金の**支給決定を受けている場合**】

- ア. 新居浜市中小企業者等応援給付金交付申請書(第1号様式)
- イ. 令和元年分の確定申告書(收受日付印が押されているもの)の控えの写し
- ウ. 「持続化給付金の振込みのお知らせ」の写し

【持続化給付金の**支給決定を受けていない場合**】

(1) 法人の場合

- ア. 新居浜市中小企業者等応援給付金交付申請書(第1号様式)
- イ. 令和元年分の確定申告書(收受日付印が押されているもの)及び法人事業概況説明書の控えの写し
- ウ. 対象月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳の写し等)
- エ. 給付金の振込先が確認できるもの(通帳のオモテ面及び通帳を開いた1, 2ページの両方の写し)

(2) 個人事業主の場合

- ア. 新居浜市中小企業者等応援給付金交付申請書(第1号様式)
- イ. 令和元年分の確定申告書(收受日付印が押されているもの)の控えの写し
- 【青色申告の場合のみ追加資料】 所得税青色申告決算書の控えの写し
- ウ. 対象月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳の写し等)
- エ. 給付金の振込先が確認できるもの(通帳のオモテ面及び通帳を開いた1, 2ページの両方の写し)
- オ. 本人確認書類(運転免許証(両面)、個人番号カード(オモテ面)等)の写し

※申請日時点において、創業から1年1ヵ月未満の方(令和2年4月14日以降に創業された方は対象外となります)や業務拡大等により前年同月の事業収入(売上)との比較が適当でない場合は、別途Q&Aをご確認の上、不明点がございましたら、お問い合わせください。